

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 文化スポーツ課
委託業務番号	令和6年度 長文ス第15号
委託業務名称	長浜市スポーツ協会事業
委託業務場所	長浜市内のスポーツ施設
業務の概要	<p>県民総スポーツの祭典や国民スポーツ大会等で活躍できる競技選手の養成、市民の生涯スポーツの振興という観点から、長浜市スポーツ協会に加盟する団体が実施する次の事業を実施する。また、滋賀県民駅伝大会に参加する本市代表選手を選抜・派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技選手の強化に関する事業</li> <li>・次世代アスリートの発掘、育成、強化に関する事業</li> <li>・競技人口の拡大に関する事業</li> <li>・団体の組織強化に関する事業</li> </ul>
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	3,230,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市宮司町1203番地</p> <p>[商号又は名称] 長浜市スポーツ協会 会長 長谷武二</p>
契約相手方の選定理由	<p>長浜市スポーツ協会は、市内のスポーツ団体や組織されている組織であり、指導ノウハウを有し、効率的かつ専門的な選手育成や参加者の興味、関心に応じた多様なスポーツにかかる円滑な事業運営を行うことができる。併せて、同協会は、地域の様々なスポーツ事業にも精通しており、地域のスポーツ振興に不可欠であることから同協会に委託するものである。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>